

令和2年2月定例会 常任委員会

福祉公安委員会

委員長名	伊藤達也
委員会開催日	令和2年3月10日(火)、12日(木)、13日(金) 19日(木)
所属委員	[副委員長]高宮光敏 [委員] 渡辺康平 三村博隆 星公正 紺野長人 西山尚利 佐藤憲保 瓜生信一郎



伊藤達也委員長

(1) 知事提出議案：可 決…19件

※[知事提出議案はこちら](#)

(2) 議員提出議案：可 決…2件

※[議員提出議案はこちら](#)

(3月10日(火) 保健福祉部)

渡辺康平委員

保9ページの民生費について聞く。

障がい者総合支援関連費の中の障がい者の社会参加促進事業について、自民党の佐々木議員の追加代表質問で触れていたが、昨日、事業内容説明がなかったと思うため、さらに詳しく説明願う。

障がい福祉課長

障がい者の社会参加を促進していくためには、障がい者が個性や能力を発揮し活躍できる場を拡大していくことと、社会参加を阻害する要因になる社会的な障壁を取り除くための理解を深めることの両方の視点が必要である。

その2つの視点から、障がい者の文化芸術活動を推進していく取組を重点的に実施しているところである。

具体的な事業内容については、来年度特に力を入れるのが、障がい等を持ちながら作品を制作している作家の作品展を大規模に開催することである。

今年の夏に1か月以上の期間を想定している。国外でも活躍している作家もいるため、そういった方の作品を長期間展示したい。

開催方法も、県だけでなく報道機関等も含めた関係団体との実行委員会形式を考えており、1回の開催で終わらずに、関係団体と連携を取りながら長期的に取り組んでいけるようにしたい。

また作品を展示するだけでは、多くの集客に結びつきにくいところもあるため、多くの県民に関心を持って参加してもらえるよう付随するイベントとして、シンポジウムやワークショップ、音楽フェスティバル等の開催を想定している。

渡辺康平委員

保11ページの高齢者等のいのちと権利を守る総合支援事業及び保41ページの地域医療介護総合確保事業については、渡

辺義信議員の代表質問に答えている。

これらは両方リンクしているため併せて聞く。代表質問では、地域包括ケアシステムの構築として、奥会津をモデルに県立宮下病院と会津医療センターの連携と答弁があった。

会津医療センターから県立宮下病院に医師、看護師らのチームを派遣することだが、具体的なチームの構成等を聞く。

また、県立宮下病院と連携して活動する先進的な取組について、併せて聞く。

高齢福祉課長

高齢者等のいのちと権利を守る総合支援事業の取組については、独り暮らしの高齢者や認知症高齢者が増加している中で、高齢者が住み慣れた地域でどのように暮らし、権利や財産をどう守っていくかが課題である。

そのため本年度は、虐待ネットワークの総合支援事業と成年後見制度の利用促進事業の2つの事業を実施しているが、来年度は統合して一体的かつ効果的に支援する。

特に課題になっているのが、権利擁護の支援、要するに成年後見制度の利用促進をどう図っていくかである。

実際に取り組むためには、弁護士や社会福祉士等の社会資源と連携しながら地域連携ネットワークをつくり、その中で高齢者を守っていくシステムが必要になる。

現在59市町村のうち、そのネットワークができていのはいわき市と南会津町の2市町であるため、各市町村におけるネットワークづくりを進めていく。

特に、小規模自治体における社会資源の少なさが課題であるため、来年度については、社会福祉士会と連携しながら、直接小規模町村に入り、場合によっては広域的なネットワークがつかれないかとの視点から支援する。

地域医療課長

地域医療介護総合確保事業の在宅医療の推進について、地域包括ケアシステムをうまく回すためには、24時間365日の見守り体制が必要であり、高齢化が最も進行している奥会津において、会津医療センターに寄附講座を設け、外部の医師を所属させる。そして県立宮下病院に拠点を置き、同院から高齢者の自宅に訪問診療し、何かあったときにはすぐに見守ることができる体制を取る。最終的には医師2名、看護師4名の6名、チームとしては2チーム体制を想定している。

所属としては会津医療センターであるが、最も奥会津に近い県立宮下病院に拠点を設け、三島町、柳津町、金山町、昭和村の在宅高齢者向けに訪問診療をする事業である。

健康づくり推進課長

地域包括ケアシステム関係については、24時間の見守りをするために、訪問診療チームと訪問看護や訪問介護の連携が重要になる。

このため訪問診療チームの中心となる会津医療センターに、新たに在宅医療・介護連携支援センターの機能を持たせ、実際に今も訪問看護を行っている県立宮下病院などと連携して、訪問診療チームが在宅医療を行うときに、それと併せてサポートするような訪問看護、訪問介護の体制を整備していく。

西山尚利委員

利用者の介護にしっかり取り組むためには、働く場の環境改善、向上が非常に大切である。

介護職員が専門的な業務に専念できるように、人材確保事業について具体的な内容を聞く。

社会福祉課長

介護人材を確保するために、介護助手制度を導入する。

元気高齢者や就業していない女性などが、清掃や食事の準備などの補助業務を行う介護助手の制度を設け、不足している介護人材の裾野を広げることが不可欠である。

職員は負担が軽減され、専門的な業務に集中でき、ひいては定着につながる。元気高齢者等は収入が得られ、社会参加することになり健康維持、介護の予防につながるなどの効果が見られるような事業を来年度予定している。

西山尚利委員

補助する人材の周知や募集は、具体的にどのように取り組む予定なのか。

社会福祉課長

まず県内の介護事業者に対して、介護助手の制度について説明会を実施する。その後、介護助手の導入を決めた事業者に対しては、人材確保のための説明会の実施や広告費などに一定金額を補助する。

西山尚利委員

保11ページのICTを活用して業務効率化など職場環境を変えていくとは、具体的にどのような事業内容か。

高齢福祉課長

介護現場のICT活用による働きやすい職場環境づくりについては、介護職員の確保が厳しいとの観点から、ICTを活用した業務の効率化を進めるべきだと判断している。同時に、業務効率化で生まれた時間や労力を、ICTを活用した高齢者のサービスに振り向けることができる。

まず効率化については今年度、介護職員の労働負担を軽減するための装着型介護ロボットを導入しているが、来年度はさらに先端ICTの導入を進めていく。例えば、タブレットを使用した介護記録の電子化による効率化、あるいは、職員間でインカムを使用した連携により、高齢者が転倒した場合にすぐ気がついて対応するなどの活用等に広げていく。

2つ目は、見守りセンサーや、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）を用い、介護施設の事務負担を軽減する取組の実証を行う。

さらには介護関係者と、全くの異業種、例えばIT企業や学生を交えながらワークショップを開き、介護現場の環境づくりについて、画期的な切り口がないかということ課題解決型で議論していく。

西山尚利委員

実証を含めて、具体的に現場でしっかり活用できるように進めてもらいたい。

続いて保17ページの子どもの守る地域ネットワーク推進事業について、委員会の最終日に、議員提案条例である福島子どもを虐待から守る条例の審議が既に決まっている。この子どもを守る地域ネットワーク推進事業は非常に重要な事業だと考えているため、事業概要を説明願う。

児童家庭課長

県としては今年度も児童相談所を中心に活動し、市町村は子ども家庭総合支援拠点において常設の窓口を設けながら、子供と家庭の相談に当たっている。民間においては、9月から県内2か所に開設している児童家庭支援センターへの支援も行っている。

令和2年度は、新しく「子どもを守ろう！見守りサポーター養成事業」において、子供への虐待防止プログラムを全県的に展開していく。

県民、大人にも子供にもプログラムを身につけてもらう事業で、虐待を受けたり悩みのある子供については、SOSを出せる力をつけてヤングサポーターと認定し、大人については、子供からの悩み相談を適切に受けたり、身近な地域での虐待事案や悩み事について適切な相談機関につなげる見守りサポーターとして認定し、全県的に意識の醸成も含めて、推進に努めていきたい。

裾野を広げて、全県民が虐待防止に取り組む中で、市町村、民間、そして児童相談所と一体になって、しっかり取り組んでいく。

佐藤憲保委員

保18ページの地域の子育て支援事業について聞く。

子育て支援課長

地域に密着した事業であり、地域子ども子育て支援交付金が国から市町村に出ている。13の事業をまとめているため「13事業」と言われている。代表的なものとして、放課後児童クラブの事業や延長保育、あるいは一時預かりの事業等がある。

る。

佐藤憲保委員

今回の新型コロナウイルス感染症対策で、学校が春休みまで休みになり、県内に数多くある地域の児童クラブは急に春休みが長くなった。

地域の子育て支援事業24億円のうち、児童クラブ対策は、通常ベースでどのくらいの予算があるのか。箇所数と期間、基本的な考え方について聞く。

子育て支援課長

放課後児童クラブは、令和元年5月1日現在で県内に446か所ある。放課後児童クラブの費用については今手元がないため、調べて後ほど回答する。

佐藤憲保委員

令和2年度の当初予算は、通常ベースの児童クラブの運営費で予算化していると思う。それが400何十か所あり、受入れ人数がこういう基準で幾らと1か所当たりの支援額が決まっていると思うが、今回のコロナ対策で増えた経費分は、国が全額面倒を見るとのことで心配はないと思う。児童クラブ運営の人的手当は、どこの部署でどのように取り扱うのか説明願う。

子育て支援課長

放課後児童支援員の人件費については、地域子ども子育て支援交付金の中に含まれており、市町村に支払われている。

佐藤憲保委員

期間が長くなり通常ベースの人的対策では足りないとなった場合、市町村が人を見つけるとの理屈でよいか。

子育て支援課長

放課後児童クラブは、市町村によって公設公営で運営しているところ、公設民営、いわゆる社会福祉協議会等に委託しているところ、福島市に多い民設民営で運営しているところの3つの形態がある。

人の確保については、公設公営であれば市町村が自ら行い、民設民営であればその事業者が確保する構図になっている。

佐藤憲保委員

市町村で対応しているところはよいが、民間については、誰かいないかと言っても確保するのはなかなか難しい。こういう相談が市町村を通してあるいは直接くるかもしれない。人を確保しないと子供たちへの感染防止につながらないため、県としてもしっかり取り組むよう願う。

人を雇えば幾ら、子供の数が増えれば幾らと国から財源が入ってくると思うため、柔軟に臨機応変に実施するよう願う。

保39ページの救急医療対策だが、第三次救急医療体制整備事業について聞く。

地域医療課長

県内の三次救急を担う医療機関は4つあり、県立医科大学の高度救命救急センター、県中にある太田西ノ内病院、会津にある会津中央病院、いわきにあるいわき市医療センターについて、第三次救急医療体制整備事業として1億9,700万円ほど予算計上している。救急を担うに当たっての運営費の支援や、ドクターカー等の設備整備等に充てる事業である。

佐藤憲保委員

去年の台風第19号で被災した郡山市の星総合病院は、救急の指定医療機関になっているため患者の受入れを止めるわけにはいかないことから一日も早く再開しなくてはならない。1つ止まるとほかの指定医療機関に負担がかかってしまう。救急医療体制の人の手当はぎりぎりのところで組んでいるため、人の対策もできなくなるとの切実な声を昨年聞いた。これは郡山市に限らず福島市もいわき市も指定医療機関に指定されているところは、救急体制をしくドクターや看護師の確保ややりくりが大変である中で、災害があるともっと厳しくなるのが現実だと思う。

そのような人的対策については、どのようにこの予算の中で見ているのか。

地域医療課長

運営費の中には具体的に人件費、給与等の補助も含まれている。

災害のときも含めて、星総合病院から、そのような話は聞いている。二次救急は県中で郡山市内の医療機関のほかに、須賀川市と白河市に救急の告示病院が7つある。二次救急ではあるが、やはり24時間365日対応を求められているため、協力を請うとのことで進めているのが現状である。

佐藤憲保委員

今年度予算については分かった。ドクターや看護師、医療関係従事者の確保は大変厳しい状況が続いている。これから地域の救急医療体制を維持していくためには、指定機関になった病院の支援体制をもっと厚くし拡充すべきだと考えている。

恐らくそのような要望は県にも、各指定機関から上がっていると思う。一次、二次の指定を受けているところはもちろん、三次の指定をするのであれば、もっと現場の声にどう応えていかも県の仕事だと思う。突き詰めれば、その指定機関にドクターが少ないからということになってしまうが、少ない中でやりくりしている病院に、もっとしっかり人の手当をしてもらうとの目線や考え方が県には求められていると思うため、対応願う。

三村博隆委員

保29ページのアレルギー疾患対策事業費について聞く。

健康づくり推進課長

これは平成27年に国が制定したアレルギー疾患対策基本法に基づき県が対策を進めているものである。特に今年度は、アレルギー疾患対策推進協議会を新たに立ち上げ、アレルギー疾患対策の拠点病院を指定するための検討を進めることとしており、それに関する協議会、あるいはアレルギー疾患対策に関わる市町村等の職員研修会などを予算として計上している。

三村博隆委員

私の周りでもアトピーや食物アレルギーを持っている子供が結構いて、いずれ拠点病院をつくるとの話は県民の関心も高いと思う。拠点病院は実際にどのような内容を想定しているのか聞く。

健康づくり推進課長

アレルギー疾患拠点病院については、他県の例では、大学附属病院や地域の総合病院が多いが、アレルギーは食物や花粉症など種類が多岐にわたっており、専門医が各地の病院にいるため、連携体制を取りながら、その中で拠点病院を1つにするのか複数にするのかなどを検討していくべきだとの意見が協議会で出ている。

三村博隆委員

今想定している今後のスケジュールについて聞く。

健康づくり推進課長

アレルギー疾患医療拠点病院の指定についてアレルギー疾患対策基本法の中で、令和3年度までに各都道府県に整備することが目標として掲げられており、県としてはこの協議会での議論を重ね、2年度中に指定の方向に持っていきたい。

星公正委員

ふくしまHACCPとは通常のHACCPとどこが違うのか聞く。

食品生活衛生課長

食品衛生法改正により、HACCPが全ての食品事業者について義務化された。

ふくしまHACCPの狙いは、法制化HACCPを中小事業者も含めて導入しやすいような仕組みにすることである。中小事業者が導入しやすいように、アプリケーションを作成し、そこにデータ等を入力すれば衛生管理計画書ができるようにするなど、速やかに導入が進むような仕組みづくりがふくしまHACCPである。

星公正委員

ふくしまHACCPは、本県だけで通用するHACCPであって、全国的に食品加工したときのHACCPとの表示は

できるのか。

食品生活衛生課長

ふくしまHACCPは、全て法律に沿った形であるため、全国に通用するHACCPである。そしてこのふくしまHACCPと命名したのは、特に放射性物質の管理など福島独自の課題を重点的に盛り込んでいくとのことからである。

星公正委員

風評被害対策などの面で、HACCPはこれから非常に大切なことだと思う。施設の整備に関わる補助は、保35ページにある2億1,000万円に含まれるのか聞く。

食品生活衛生課長

輸出向けHACCPの対応と施設整備事業については、ふくしまHACCPというよりは、相手国等から求められている場合のある輸出促進のために導入するHACCPの掛かり増しの経費に対応するためにこのような施設整備の補助を設けた。

星公正委員

その施設整備は、2億1,000万円程度であるため、工場にすれば大した数ではないとのことだが、幾らか要望はあるのか。

食品生活衛生課長

幾つかの食品事業者から問合せがある。確実に事業に応募すると決めた事業者はまだいない。大変有益な事業であるためPRし、県内の事業者が輸出促進等を図ってもらえるようにしっかりと取り組んでいく。

瓜生信一郎委員

「全国に誇れる健康長寿の県づくり」の中で、東京大学と連携して健康づくりをするとあるが、どのように連携していくのか。また最終的な方向性について説明願う。

また、行動経済学のナッジ理論を活用した健康づくりについても説明願う。

健康づくり推進課長

東京大学と連携した健康づくりの取組については、東京大学の未来ビジョン研究センターとこれまでも健康経営の取組について協力しながら進めてきた経過がある。

県ではこれまで健康経営優良事業所の認証や、元気が出る職場応援事業としてカゴメやライザップなど民間企業のノウハウを用いた健康づくりのプログラムに対して補助してきたが、企業の健康づくりの範囲や、経営がどのようによくなったのかとの評価まではできていなかった。

来年度は東京大学と連携して、企業のこれまでの健康づくりの取組の成果を、具体的に健康の指標がよくなっているのか、企業としての生産性がどのようによくなっているのかを分析、評価し、それを優良事例としてほかの企業にも知らせていく流れで健康経営を広めていく。

行動経済学のナッジ理論についてだが、ナッジを英語で直訳すると、肘で軽くつつくとの意味である。さりげなく働きかけてその人が自分の意思でよい方向に動くように導くことがナッジ理論の考え方である。

具体例としては、男性用の小便器にハエのシールを貼っておくと、皆がそこを狙うため清掃費用が8割減ったとか、あるいは空き瓶のリサイクルに関連して、商品の値段だけを表示したものと、通常の値段と瓶を返却をしたときの値段も併せて2段で表示したものを比べると、2段で表示したほうが瓶を返しに来る人が多いといった人の行動の癖を利用して、よい方向に導くというものである。

来年度は階段利用の実証実験を行う。具体的には県庁で1か所、民間企業にも協力を依頼しているが、階段に導くような広報物を掲示する。例えばポスターでは、階段のほうが3階までなら1分早く行けるとか、階段のほうがこういった効果があるとか、逆にエレベーターだとこのような損失があるということ、何種類か広報物を出す。どういった広報物が、男性、女性、あるいは年代別に効果があるようなことを実験した上で、民間の取組として、知らず知らずのうちに階段を

使うというような、特に何かを変えることなく運動づくりや健康意識のきっかけができるようにしたい。

瓜生信一郎委員

保12ページの老人クラブ活動等社会活動促進事業、老人クラブ活動推進員設置等補助事業についてである。単位老人クラブが組織できず、解散する地域も出てきたが、これは高齢化の極みだと思う。老人クラブに入れるのは60歳以上だが、60代の方はなかなか入らない。私も70歳だが老人クラブに入った途端に組織が維持できずに解散してしまった。そのような状況が今、我々の地域社会に出現していることも事実である。

そこで、老人クラブの2つの事業の予算と内容を聞く。

健康づくり推進課長

老人クラブ活動等社会活動促進事業については、各老人クラブへの助成費として、単位老人クラブには年間2万4,000円、市町村の老人クラブ連合会には固定費として12万5,000円と、会員数掛ける50円の補助、また、市町村の老人クラブ連合会が行う健康づくり、介護予防等の事業について、約1,000万円の事業を予算として計上している。

老人クラブ活動推進員設置等補助事業については、公益財団法人福島県老人クラブ連合会の事務局員等の人件費等を補助するものである。

瓜生信一郎委員

単位老人クラブは、全県でどのくらいあるのか。

健康づくり推進課長

直近の数字は平成31年4月1日現在であるが、1,632クラブある。

瓜生信一郎委員

単位老人クラブは過去と比べるとやはり減少傾向にあるのか。

健康づくり推進課長

平成30年度が約1,700ほどあったので約70ほど減っており、年々少しずつ減少傾向にあると聞いている。

瓜生信一郎委員

単位老人クラブは地域の人たちが集まってコミュニケーションの場になっている。単位老人クラブがないと独居老人も寂しい思いをする。私はこの単位老人クラブは地域社会では大きな役割を果たしており、長寿社会にも大きく貢献していると思う。県として、単位老人クラブをどのように維持し、なくさないようにしていくか、対策はあるか。

健康づくり推進課長

これまでも福島県老人クラブ連合会とともに、老人クラブの魅力を高めるために、ねりんピックやニュースポーツの交流大会など、いろいろなクラブの会員が参加する場を醸成してきた。また福島県老人クラブ連合会の役員会や研修会にも出向いて、そういった取組のPR等もしてきた。来年度も福島県老人クラブ連合会の力を借りたいと思っているが、新たに介護予防のための料理教室も事業として始める。こういった老人クラブの会員が参加できる場をできるだけ多く提供することによって老人クラブの魅力を高め、会員がこれ以上減らないように、できれば会員が増えていくように、一緒に連携していきたい。

瓜生信一郎委員

遺家族等援護事務経費について、戦後75年がたち直接戦争に行った人は亡くなっている状況であるが、我々残された者の務めとしてこれからも遺族を支援していかなければならないと思う。毎年予算が減っている状況であるが、今後も続けていく意思があるのか否か聞く。

社会福祉課長

若干予算が減っている状況ではあるが、微減である。今後も必要な事業であるため、しっかりと取り組んでいく。

瓜生信一郎委員

国のために戦って戦死した方々の慰霊であるため、これからも長く続けるよう願う。

旧軍関係調査等事務費について、年々少なくなっているが、今どのような調査をしているのか。

社会福祉課長

旧軍関係調査等事務費においては、旧軍関係の遺骨遺品等の調査伝達、旧軍人、旧軍属の身上処理についての事務を行っている。旧軍籍簿について、照会があれば回答したり、遺骨収集において、本県に遺族がいる場合には遺族に返すこともあるため、それらに使う経費である。

瓜生信一郎委員

今の説明に遺骨収集とあった。以前は、東南アジアやシベリアに行っていたようだが、現在、遺骨収集事業そのものを行っているのか。

社会福祉課長

先ほど遺骨と言ったが、県は遺骨遺品等の遺族調査をし、遺骨の収集は厚生労働省が行っている事業である。今年も南方で行うと聞いている。

瓜生信一郎委員

今どのくらい遺族会関係者がいるのか。

社会福祉課長

確認して、返答する。

子育て支援課長

保18ページの子育て支援費の地域の子育て支援事業、24億1,667万4,000円に係る放課後児童クラブに要する経費は13億1,202万8,000円であり、24億円に対して約54%である。

なお、佐藤委員からの意見のとおり、このたびの新型コロナウイルス感染症対策に関連した放課後児童クラブの経費は、国から国庫10分の10で措置されるとの方針が示されていることから、人材確保については市町村と連携しながらしっかりと取り組んでいく。

社会福祉課長

遺族会の会員数は平成31年2月1日現在で、7,004人と聞いている。

紺野長人委員

保48ページの県中児童相談所整備事業に関して、11億円のうち約8億円を地方債で賄うとなっているが、なぜこの事業のほとんどを県の借金である地方債で賄うようになったのか。また、この地方債8億円は、純粋な県の借金である県債なのか、それとも国の借金を肩代わりする臨時財政対策債なのか。

児童家庭課長

一時保護所の部分については、次世代の交付金を一部充当することが可能だが、それ以外の部分はこれを用いることができないため、地方債との形での財源構成としている。

紺野長人委員

この児童相談所の業務関係は、国の事務に入るのはないかと思うが、国庫ではなく県の借金でやるとのことになれば、本来は臨時財政対策債を用いることが許されてもよいのではないかと思うが、どうか。

児童家庭課長

県で児童相談所を設置する義務があるため、今回児童相談所を整備する。今般の児童虐待の部分で中核市も含めて、国から児童相談所の整備について求められている部分があるため、充当される率等の改定は徐々に割合が高くなっているが、県としては、地方債の形で取組を進めている。

渡辺康平委員

新型コロナウイルス感染症について、他県で医療従事者の感染や院内感染との事象が報道報告されているが、県内の指定感染症医療機関における医療従事者の二次感染の防止と院内感染の方針に対しては、県としてどのように対応し指示し

ているか。

地域医療課長

県内の指定医療機関は現在6病院ある。今回クルーズ船の乗客で陽性の者を7名受け入れた。6名退院し現在は1名となった。

本来指定医療機関は、感染症医療の経験を有するドクターがいて、重症の救急患者に対応できる医療体制を整えており、陰圧室と呼ばれるほかと隔離された部屋を設けている。専用のトイレ、シャワーもあり、排気、排水が適切に処理でき、感染症の蔓延を防止する体制がしっかり取られている。またそこに従事する医療スタッフについても、マスク、ゴーグル、タイベックスーツを着用し、脱着についても細心の注意を払うよう、医療機関に徹底を図っている。

渡辺康平委員

今後も二次感染の防止等に努めてほしい。

次に介護人材の確保について、本年度や今回の予算にも、福祉介護人材プロジェクトとして予算が組み込まれているが、現場の事業所に聞くと、ほとんどが人材紹介会社を通じて介護人材の確保を行っている。

Q&A対応で、安心感があり、関東では被雇用者に対して10~20万円の採用祝金が出るが、実際介護事業所は人材紹介会社に対して1人当たり70~80万円の費用がかかり、須賀川市のある介護事業所は年間1,000万円かかっている。このような状況を、県としてどのように認識しているのか。

社会福祉課長

介護人材確保について、有料職業紹介所を使って職業紹介を行っていると報道されており、人材を確実に確保できるが、人件費が多くなり経営に大きな影響を与えているとも聞いている。またハローワークではトラブルについて注意喚起していると聞いている。

県としては、マッチング支援事業を行っており、毎月ハローワークと連携して就職相談会、就職セミナーなどを開いている。そのほか就職フェア合同説明会を開催している。また、社会福祉協議会の中に無料職業紹介所である福祉人材センターも設けており、求人求職の需要に対応している。今後ともマッチング支援事業を展開して、求人求職者の就職に結びつけたい。

渡辺康平委員

そのハローワークが介護人材の雇用ではほとんど機能していないのが現状であり、県との合同説明会にもやはり来ていない。実際には民間の人材紹介会社が、介護人材のスキームとして形ができているのが現状と聞いているため、その調査研究等をよろしく願う。

県民健康調査について聞く。2月19日の参議院の資源エネルギー調査会において、県民健康調査に対しては甲状腺がん検査が過剰検査、過剰診断ではないかとの質問があった。環境省は、福島県県民健康調査で見つかった甲状腺がんについては、専門家会議においていずれも現時点では放射線の影響は考えにくいとの趣旨の評価をしている。また、過剰診断については、受診者がもともと持っていたものの、生命に関わったり症状をもたらしたりしないようながんまでも診断してしまっている可能性が高いことが、これまでの科学的知見からも指摘されているとの答弁だった。環境省の見解と県の見解は同じか否か聞く。

県民健康調査課長

現時点では放射線の影響は考えにくいとされた点だが、これは平成28年3月に行われた県民健康調査の中間取りまとめにおいて、先行調査の結果については、放射線の影響は考えにくいと評価するとされた点、また、令和元年6月3日の検査2回目の結果に対する甲状腺検査評価部会のまとめにおいて、現時点において検査2回目に発見された甲状腺がんと放射線被曝の関連が認められないとの表現を踏まえての答弁と認識している。

また過剰診断については、同じく平成27年3月に甲状腺検査評価部会の中間取りまとめにおいて、過剰発生の可能性を完全に否定するものではないが、過剰診断の可能性が高いとの意見があったことを引用しての表現と認識している。い

れも環境省の見解については、これまでも検討委員会、甲状腺検査評価部会においてまとめられたものを踏まえての答弁と認識しており、県の見解と同様のものと認識している。

渡辺康平委員

国会でも過剰診断の問題が出てきた。既に主要学会議においても過剰診断の問題は指摘されており、今後必ず議論になるため、丁寧な対応が必要だと思っている。

次に歯科衛生士の確保について聞く。今、在宅医療の推進との話があったが、現在、歯科衛生士の確保が非常に難しくなっている。福島市内の専門学校についても歯科衛生士を育成する学科がなくなっており、在宅医療推進の中で歯科衛生士の確保が必要であるが、県としてどのように考えるか。また、口腔ケアの推進との点については、県民の健康寿命を延ばすとの点で非常に重要ではあるが、残念ながら予算説明の中に一切出てきていない。県民の健康寿命を伸ばしていくとの点で、口腔ケアの推進についてはどのように考えるのか、2点聞く。

地域医療課長

令和2年度予算の地域医療介護総合確保事業の中で医療従事者の確保に関する事業に、事業規模としては400万円ほどであるが、歯科衛生士の確保を歯科医師会に委託して実施している。具体的には歯科衛生士の復職、再就職支援事業とのことで、免許を持っているが、今、従事していない方に対し、再就職に当たっての研修会の開催や、テレビコマーシャルの活用等を行っている。令和2年度についても事業化し、引き続き行いたい。

健康づくり推進課長

口腔ケアの推進について、県ではこれまで高齢者に向けて、80歳で20本の歯を残す、いわゆる歯っぴいライフ8020推進運動で表彰事業などに取り組んできた。今後は働く世代に向けて、特定健診や特定保健指導の中で、歯科の受診勧奨につなげられないかとの検討を歯科医師会等で行っており、事業化できるように取り組んでいきたい。

渡辺康平委員

歯科衛生士の確保については、患者の歯に触れることができるのは歯科助手ではなく歯科衛生士なので、その点よろしく願う。口腔ケアの推進については、日本歯科医師会も国民総歯科検診との運動を行っているため、ぜひ推進願う。

最後に、自民党の山口議員がモバイルファーマシーの導入について質問したが、公益性が非常に高く、運用においても他県では条例が必要と聞いている。県として保有すべきと思うが、考えを聞く。

薬務課長

山口議員の質問に対する答弁のとおり、モバイルファーマシー、いわゆる災害時対応医薬品供給車両であるが、これは必要とされる場所で調剤を行うことができるとの機動力を生かした活動ができ、非常に有用であると考えている。

県としては、県薬剤師会等の関係団体が所有してはどうかと考えている。災害時には県薬剤師会と締結している災害時薬剤師派遣事業とともに、車を県に派遣してもらい災害対応に当たる。平常時については、県をはじめ地域の大学等関係機関と協議しながら、その活用についてしっかりと検討していくことが適切と考える。なお、県薬剤師会等関係団体が保有する場合には何らかの方策によりその導入に向けて支援ができないかを模索していきたい。

渡辺康平委員

値段が2,000万円と非常に高価で、薬剤師会が保有するにはなかなか厳しいと思う。県として保有する考えはないか。

薬務課長

確かに大変高価であるし、その維持管理等様々な問題がある。他県の状況を見ても県が所有している例はない。さらに、県が保有するとその使い方が非常に難しくなる場合もあると認識しており、やはり活用に関しては関係団体で持つことが一番有効ではないかと考える。

三村博隆委員

新型コロナウイルス感染症関連で聞く。2月初めに、県の備蓄マスクを帰国者・接触者外来のある医療機関に提供したとの情報を聞いた。今も医療機関ではマスクなどが足りないということをよく耳にするが、医療機関におけるマスク、防

護服、ゴーグル等の備蓄の現状を、県は把握しているのか。また万が一、マスクが足りなくなったときに、調達や提供などの方向を県は考えているのか。

地域医療課長

県の備蓄マスクは帰国者・接触者外来を担う医療機関に優先的に配付し、マスク等の不足に対応したが、改めて現在、県の機関や医療機関の備蓄状況を照会している。同時に国の対応や流通状況も注視しながら、医療機関等のマスク不足に対して随時対応していきたい。

三村博隆委員

答弁の医療機関とは帰国者・接触者外来を持つ医療機関以外も含めるとの理解でよいか。また高齢者施設等でも不足するとされているため、情報収集及び情報提供を願う。

新型コロナウイルス感染症も保健福祉部が最前線に対応しているところだが、実際に職員の予防や、新型コロナウイルス感染症のみならずインフルエンザ等が出たときの対応はどのようになるのか。

地域医療課長

職員向けの感染症対策、インフルエンザあるいは今回の新型コロナウイルス感染症対策としては、感染症予防の徹底のため手洗いやせきエチケットなどを県庁内のグループウェアを使い周知を図っている。

三村博隆委員

実際に感染力の強い感染症にかかった職員が出たときに、どのようにするのか確認したい。

地域医療課長

これらは、職員の服務に関わることであるため、総務部で勤務を職務専念義務を免除するような対応を取ると聞いている。

紺野長人委員

特に震災、原発事故以降、本来であれば保健福祉部が所管する様々な事業について、県立医科大学が実施しているものが非常に多くなっている。今日、画像診断装置や放射性薬剤の研究開発との説明があったが、保健福祉部から直接県立医科大学に支出することはないと思う。人員配置や施設整備、機材や消耗品の購入に必要な財源をどのように反映させ、運営交付金の中にどのような形で盛り込まれていくのか。

政策監

当部で所管している政策医療等について県立医科大学に依頼する場合の予算措置との点かと思うが、当部が所管している個別の政策医療について、当部で予算化し、運営に係る補助金あるいは委託費の形で個別の予算を支払う。それを受けて、県立医科大学ではその財源が入るのを前提に運営費交付金や、医大としての収入をトータルで見て全体の予算編成をする。

紺野長人委員

トータルで見る部分が完全に別立てにならないために、ほかの人員を食ってしまったり、施設を狭くしてしまったり、様々な問題が出てきている。最終的には総務部が所管することになるため、そういった部分について、ぜひすり合わせを行うように要望する。

瓜生信一郎委員

厚生労働省が全国に病床増を要請すると報道された。この新型コロナウイルス感染症の発生がピークを迎えるのに備えて、患者数を推計し受け入れ医療機関を決めて入院できる病床数を増やすなどと発表された。流行ピーク時の1日当たりの患者数の都道府県別推計で、本県は外来患者数が6,100人、入院患者数が3,100人、重症患者数が120人という推計であるが、これを受けて、県としてどのような捉え方をしているのか。また、しっかりとした受け入れ体制を構築できるのか。

地域医療課長

厚生労働省で今後大幅に感染症の患者が増えた場合に、重症化対策として外来、あるいは入院機能を備えておくべきと

のことで、2018年度の人口をベースに各都道府県で推計し、あくまでも、今後ピークを迎えたときの目安として踏まえながら、医療体制の提供、整備をしていくようにとの通知が3月3日に来ている。本県としては、専門外来については、県内に10の医療機関があり、このような感染症対策ができていない医療機関を中心に、少し増やすとのことで現在病院協会、医師会、保健所と連携しながら、その地域の外来機能を有する病院の増を考えている。

入院について、今、本県は指定医療機関が6病院あり、病床数は32床である。これについても、しっかりと感染症対策が取れている病院が指定医療機関以外にもあるため、そういったところに協力依頼して増やす方向で調整中である。

先日、1例目としてクルーズ船の乗客が発症したが、県立医科大学の金光教授から市中感染ではないとの意見を得ており、我々としては今後の増加も踏まえながら準備を始めている段階である。

瓜生信一郎委員

本県は浜通りから中通り、会津と広く、医療圏がそれぞれあるわけだが、これらの連携もしっかり取って、どこでどのようになってもよいような状態を築いていきたいと思うが、全県的な網羅した対応について、何か考えているか。

地域医療課長

県としての対応については、1月下旬に知事をトップとする福島県新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、各部連携の下情報共有と今後の取組状況を確認した。また、本部の設置要綱に盛り込まれている地方振興局長が本部長となる地方本部も先日立ち上げる状況になった。立ち上げの目安としては、例えば県内で感染が拡大し、あるいは感染者が出た場合にその感染者から派生する感染について保健所でしっかりと把握できている状態から、感染者が増えて特定できなくなってきた場合には地方本部を立ち上げる。先日は担当者とテレビ会議を通じて、今後、各地域で1例目が発生した場合には対策本部の立ち上げ、地方本部の立ち上げも準備することを連絡会議を通して確認したところである。

佐藤憲保委員

感染症指定医療機関は6機関、32床と説明があったが、指定医療機関以外で感染症を扱うことは、簡単に広げられるのか。

地域医療課長

新型インフルエンザの協力医療施設とのことで、新型インフルエンザが発生した場合に、指定医療機関以外に協力を得られる医療機関が、県内でも50医療機関ほど公表された。そこには、これまでも県の予算で、例えば感染症予防のためのパーティションや簡易的な陰圧室、空気清浄機など施設設備の整備を補助しており、万が一、新型インフルエンザが発生したときに協力を依頼することになっているため、今回の新型コロナウイルスの対策についても、まずはそこに協力を依頼しながら、必要な病床数を確保している。

佐藤憲保委員

クルーズ船関連のいわき市で経過観察していた人が陽性になったが、クルーズ船から受け入れた人も含めて、今までに県内でPCR検査を何件実施したか。

地域医療課長

PCR検査の状況について、1月26日～3月9日現在まで、クルーズ船以外で実施した人数は84人、このうち先日3月7日に陽性者が1人出た。クルーズ船の入院受入れ患者に係る検査状況について、2月18日～3月9日までで延べ人数で37人で、そのうち陽性件数は23件である。

佐藤憲保委員

県内のPCR検査をする機関はどこか。

地域医療課長

現在は県衛生研究所である。

佐藤憲保委員

衛生研究所で1日の検査能力はどのくらいあるか。

地域医療課長

3月9日から24人となった。それまでは16人だったが、人員の体制も工夫しながら、現在は1日当たり24人検査できる体制である。

保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症の話が全般的に出ているので、私から全体的なことについて触れたい。県内で感染が発生すれば、エリアに関係なく県内全域の医療機関を含めてカバーしなければならないため、各保健所が中心になり、中核市、医療機関、医師会も含め、当初から密接に連携を取っている。専門外来についても、新型インフルエンザの協力病院を含め対象を拡大していかなければならないため、協力を得られる病床数や病院数を本部会議で報告している。

マスクについては、医療従事者への感染を防がなくてはならない。医療機関は医療用のN95という専用のマスクになるため、県の備蓄がそれほどあるわけではないが優先的に出している。そのほか、高齢者施設等へは危機管理部や各所で備蓄している普通の使い捨てマスクを状況に応じて出していくようにしている。ただ全国的に見ると、各施設では入手困難になっており、国もまとめて買って、患者の多い県に優先的に出すとの方針で北海道に送っている状況があるため、本県としても、国に高齢者施設中心として支給するよう求めている。

また、県職員も含めた県民への感染拡大防止対策について、せきエチケット、手洗い、アルコール消毒を中心に実施した上で、狭い空間で空調がないような密室で長時間会議をすることは避け、勤務体制についても、県庁内であれば総務部で時差出勤をすることになっており、各企業ともそのような対応をしているとのこと。今の段階ではよいかと思う。ただこの先、北海道のように多数の発生があった場合には次の段階の対応を考えなければならないため、新型インフルエンザ等対策特別措置法の動きも見ながら検討し、そのときの状況で大きな判断をしていかなければならないが、現状では、これまでの感染症対策を意識して続けてもらえればと考えている。

(3月12日(木) 警察本部)

渡辺康平委員

警5ページの装備費か災害救助費になると思うが、本部長の説明の中で、大規模な災害の発生に備える諸対策の推進とのお話があった。さきの台風第19号等において、被災地での救助にゴムボートが必要との声が現場で多く上がっていたため、今回の予算にゴムボートを確保する等の内容が入っているかを聞く。

警務部参事官兼会計課長

災害救助費の中に、災害警備の災害強化に要する経費として、ゴムボート2そうを計上している。

渡辺康平委員

今回の阿武隈川流域の水害において、ゴムボートの必要性が高まっているとの声が現場から上がっているため、今後も増やすべきと思いきや要望として発言した。

三村博隆委員

警11ページの交通安全施設維持費について説明があり信号機などの整備に係る維持に関する予算と聞いたが、横断歩道等も入ってくるのか。

交通規制課長

委員指摘のとおり、交通安全施設には、横断歩道等の道路標示も含まれている。

三村博隆委員

6億4,700万円の予算をやりくりして対応しているかと思う。先日一般質問の中でもあったが、やはり県内各所で、横断歩道が消えかけていたり、完全に消えているとの事例が見受けられる。

そういった中で、やはり効果的で効率的なやりくりが必要になるかと思うが、塗り直し等の仕組みについて聞く。

交通規制課長

県内には、現在約2万か所の横断歩道を設置している。これらの道路標示については、摩耗状況を定期的に調査し順次更新しているが、特に今年度は、昨年5月に滋賀県大津市で発生した保育園児2名が犠牲になった痛ましい事故を受け、緊急点検を行い、劣化の激しいところから優先的に更新している。

また、来年度の標示に関する予算確保についても、これまでの県単独事業に加え、国の補助事業も予算計上し、計画的に更新することとしている。

三村博隆委員

国の予算なども入れながらの対応となり今後は幅広くできると思う。

先日、私の地元中学校近くの横断歩道が完全に消えて2年以上放置されているとの話を地元から聞き、警察署に相談したところ速やかに対応してもらい大変感謝している。自治体からも要望を上げていたが、その要望がきちんと状況の把握につながっていないところに課題があると思うため、例えば、県警や地元の警察署が自治体の要望を聞き取る機会を設ける等、今後もしっかりと対応願う。

もう1点聞く。警12ページ、交通安全施設整備費の6交通安全施設整備（未就学児安全確保対策）事業に約4,000万円計上されているが、さきの園児の事故などを受けての予算なのか。

交通規制課長

委員指摘のとおりである。昨年の滋賀県の重大事故を受け、新たに警察庁の補助事業として組み込まれた事業であり、約4,000万円ほど計上している。

三村博隆委員

事業の詳細を聞く。

交通規制課長

具体的には、横断歩道の更新や、信号機の歩行者用灯器の整備などである。

西山尚利委員

警9ページの犯罪鑑識費について、犯罪を徹底的に検挙し、県民の安全・安心を確保してもらうことは大きな願いである。また、犯罪鑑識等を充実させていくことが、犯罪の抑止力にもつながっていくと考えるが、1犯罪鑑識活動及び2科学捜査活動の具体的な中身を聞く。

鑑識課長

犯罪鑑識活動は、各種犯罪現場において、被疑者と現場を結びつける資料、具体的には、指紋、足痕跡、人体由来のDNAの資料等を採取している。

科学捜査研究所長

鑑識課長の説明のとおり、科学捜査研究所では、現場から採取した人体組織片等についてDNAの鑑定を行い、それをデータベースに登録し、既に登録されている被疑者のDNAの資料と対照などして、それが一致した場合には犯罪捜査に活用している。

警務部参事官兼会計課長

委員質問の予算については、現場から採取した物件を鑑定するための機械のリース及び保守委託等の費用である。

星公正委員

運転免許費については全ての項目が手数料で賄われているが、手数料収入分のみで運営するのか。

手数料収入をどのように見積もるのか。そして運営費はそっくり同じ額を使うと判断してよいのか。

交通部参事官兼運転免許課長

免許の手数料については、例年の見込みからこのぐらいであろうとの予測を基に、収入を見込んでいます。

一方、管理経費支出は手数料とイコールにはならない。

瓜生信一郎委員

警9 ページ、地域警察費の2 交番・駐在所経費についてである。県内には交番や駐在所が何か所あるのか。また、双葉郡の交番等は予算の中でどのように処置されているのか。

地域部長

県内には交番が50か所、駐在所が164か所あり、現在、福島第一原子力発電所の事故で、帰還困難区域等に所在している7か所が閉鎖中である。

ここに計上している交番・駐在所等経費は、駐在所に同居する妻に対する報償費として、月額7万5,000円を支払っており、警察官不在時に対応してもらう。

瓜生信一郎委員

駐在所における妻の仕事も大変だと思う。報償費は、何十年も前から出ていると思うが、今はほとんどが夫婦で赴任するのか、それとも単身者もいるのか。

地域部長

閉鎖中の7か所を除く駐在所157か所のうち、去年の4月に配置になった時点で、93%の駐在所が妻と一緒にあり全国的にも高い数字である。地元の人からは、妻や子供がいると、独身や単身よりは安心するとの声が聞かれる。

現在、新年度の人事異動で、各所において配置を検討しているところであり、まだ確定はしていない。

渡辺康平委員

サイバーアタック、サイバーセキュリティについて聞く。

今年、2020東京オリンピック・パラリンピックがあるが、過去のオリ・パラにおいて、大会基幹システム、輸送システムなどに対して多数のサイバー攻撃が行われており、昨年ラグビーワールドカップでも行われていた。東京大会では、300件の攻撃キャンペーンが行われた。

今後、県警察として、サイバーセキュリティ対策をどのように行っていくのか。

警備部統括参事官兼公安課長

県警におけるサイバー攻撃対策については、重要インフラ事業者、先端技術保有事業者等への戸別訪問、情報の共有、さらには通報体制を確立した共同対処訓練を行うなどしており、官民連携を強化して、被害の未然防止と被害の拡大防止対策を図っている。

渡辺康平委員

今後、サイバーセキュリティについて、対応をよろしく願う。

次に自動車運転免許証の更新手続についてである。自民党の佐藤義憲議員の一般質問で、自動車運転免許証の更新手続について質問があった。現行の更新手続業務を改善する必要があると私も思っている。最寄りの警察署にて更新手続をする場合、ホームページで講習を予約し、免許交付は、例えば郵送で受領したり、後日最寄りの警察署に日時の指定ではなく自由に受け取りに行くとの手法に変える必要があると思うが、どうか。

交通部参事官兼運転免許課長

現在、警察署での免許更新については、更新手続である申請書の作成と、視力等の適正検査及び写真撮影のために来署してもらい、後日、再度講習を受けるため、2回警察署に足を運んでもらっているのが現状である。これを1回で済むやり方が可能かどうか、検討を進めていく。

具体的には、例えば委員指摘のとおり、更新手続日を電話で予約するなどして、更新手続と講習を同じ日に行い、新しい免許証については後日郵送で送る、といった1回の手続で済む方法ができるかどうかを検討していく。

渡辺康平委員

ぜひ検討を進めてほしい。特に免許センターのない会津、浜通りについては非常にニーズが強いと思うためよろしく願う。

最後に空港の警備について聞く。東京オリンピック・パラリンピック時における空港警備については、一般質問では体制を強化するとの答弁だったが、国際線の在り方や出入国の考え方等を踏まえると、オリ・パラ終了後も体制を維持していく、あるいは強化していく必要があると思うが、考えを聞く。

警備部参事官兼警備課長

福島空港においては、常時空港派出所員による警戒を実施するとともに、須賀川警察署、石川警察署員による重点警戒を行っているほか、情勢に応じて本部からの専従警戒要員を派遣して警戒を強化している。

現在、福島空港においては、国内便のみで国際定期便はない。今年から始まったベトナム及びタイからのチャーター便も、現在は運航を中止していると聞いているが、オリンピック・パラリンピック期間及びその後についても、その情勢を的確に勘案しながら必要な体制による警戒を推進していく。

渡辺康平委員

要望であるが、空港に関するテロは非常に多く、「9.11」や過去のダッカ事件などハイジャックもある。福島空港から首都は非常に近いため、今後、最悪の事態を想定して、空港警備に当たってもらいたい。

三村博隆委員

なりすまし詐欺などについて聞く。

昨日の新聞で、架空請求やカードをだまし取られる被害が発生していたとの報道があったが、最近の本県の被害件数の状況や傾向を聞く。

生活安全部統括参事官兼生活安全企画課長

なりすまし詐欺について、令和元年中の認知件数が104件、被害総額が1億7,496万円である。また、今年2月末現在の件数は、認知件数が26件、被害額が3,742万円である。特徴であるが、昨年来キャッシュカードや預金通帳をだまし取る預貯金詐欺や被害者の隙を見てキャッシュカードを窃取する手口が全体の半数を占めている状況である。今年もこの傾向は同じであり、こういった手口に対する対策を強化していく。

三村博隆委員

高齢者への周知や注意喚起を今後とも進めるよう願うが、新型コロナウイルスが感染拡大する中で、「保健所です」と名乗り、家族構成を聞き出す電話がかかってくるとの報道もあり、そういったことがあると今後の保健所の対応などに支障が出る可能性もあると思う。

先日、いわき市で感染者が確認され、保健所が濃厚接触者の確認など対応していたと思うが、実際に県内でそのような電話があったとの話があるのか確認したい。また、何か対応を考えているのか。

生活安全部統括参事官兼生活安全企画課長

現在のところ県内において新型コロナウイルスに関連したなりすまし詐欺の被害は確認されていない。ただし、新聞にも報道されているとおり、新型コロナウイルス関係の助成金を振り込むとの名目で、ATMに誘因するような電話は確認されている。今回は不審に思い警察に相談してきたため被害はなかった。

引き続き警察としては、安全・安心メールやツイッター、マスコミ報道等を通じて、注意喚起の情報提供を行い、被害防止に努めていく。

星公正委員

先日起きたヘリの事故については、調査中のため部長説明には一行も触れられていないが、新聞上には不時着と載っていた。墜落と不時着の使い分けをどう判断しているのか。

総合運用指令課長

当初第1報で墜落と発表したが、詳細を確認したところ、航空士（パイロット）がコントロールした状態で着陸装置を出して着陸していたため、不時着との取扱いとした。

星公正委員

参考に聞くが、不時着と墜落とでは、パイロットの責任や整備に対する法的な扱いが異なるのか。

総合運用指令課長

現在、本県警察において事故調査委員会を設置し、国と連携し調査を進めているが、調査期間は決まっておらず、どの部分で責任等が発生するかについてはまだ判明していない。その中で、必要なものがあれば必要な対応をしていく。

地域部長

委員指摘の墜落と不時着は、基本的には、警察の対応及び国の事故調査委員会の対応に変わりはない。けが人が出ているため、警察としては業務上過失傷害を視野に入れた捜査や再発防止について検討し、国も同じような観点で調査を進めており、基本的には変わりはない。

瓜生信一郎委員

県警の発表によると刑法犯が戦後最小になったとのこと、大変よいことだと思う。その中で、防犯カメラや車載レコーダーの普及も一因ではないかと思うが、減った理由について聞く。

生活安全部統括参事官兼生活安全企画課長

防犯カメラの設置については、犯罪を行う者にとって非常に抑止効果があるため、引き続き設置要望をしていく。また、ドライブレコーダーについても、発生現場の状況に応じて活用していく。

生活安全部長

刑法犯認知件数については、戦後初めて1万件を下回り17年連続で減少している。その要因としては、これまでの各種犯罪分析に基づいた各種活動、また関係機関、団体、ボランティアとの連携した活動が大きいと考えているが、委員指摘のとおり、防犯カメラ等による犯罪抑止効果もその一因と考えている。

瓜生信一郎委員

防犯カメラが普及している状況で、抑止効果があることはすばらしいと思うが、県警ではどのような形で防犯カメラを設置しているのか。

生活安全部長

街頭防犯カメラ等の設置については、各自治体や企業等に設置について働きかけ、県警としても必要な支援をしながら整備促進に向けた働きかけを今後も継続して進めていく。

瓜生信一郎委員

本庁舎のガラスが割られたことがあった。防犯カメラがなかったため大変なことになった。県として重要な施設における防犯カメラの設置について、どのように考えているのか。

生活安全部長

県警としては、犯罪の発生状況を踏まえながら、多発地帯や、犯罪が起きやすい公共施設、公園等については特に管理者等に向けて働きかけを強化していく。

瓜生信一郎委員

認知件数が9,418件で1万件を割ったことは、県警の努力のたまものである。これからも努力をし、県警と行政機関とで連携を取りながら、犯罪の抑止にしっかりと対応してもらいたい。

紺野長人委員

県警へりの関係で聞くが、従来の県警の業務以外で他の団体から要請があった場合に、どのような基準規定で使用できるのか。

また新型コロナウイルスの関係で、特措法適用になる情勢になっているが、海外の事例を見ると、行動を規制するときには県警の協力なしにはできないと思う。規制をする際、通常の犯罪抑止とは全く違うため、現場は非常に難しいのではないかとと思うが、現場にきちんと下りていくようにする上で、考えがあれば聞く。

地域部長

県警ヘリへの第三者の搭乗について、今年度は県の産業廃棄物担当者が廃棄物がないか上空から県内の山野等を視察するために搭乗したいとの要請があり、それに応えている。

基準としては、業務内容が公共の安全に資するとの点で対応しており、一般的、私的な要請には応えられないとしている。

今回、臓器の搬送も、公共の安全との理由で支援をしたところである。

災害対策課長

新型コロナウイルス関係については、まだ警察には行動抑制の話はないが、県と連携をしながら対応することになる。現場の警察官が困らないように具体的な指示をはじめ、必要があれば対応する警察署に本部から出向き、指導を実施して対応する。

佐藤憲保委員

今回の事故を起こしたヘリとメンテナンス中のヘリの通年で維持管理する経費として1億5,000万円計上しているが、実態としては動いておらず、事故機を含めて4月以降通常には戻らない。

そこで、いつ頃復帰できる見通しなのか。また、経費について併せて聞く。

総合運用指令課長

現在、運航は全て自粛の形である。

小型ヘリは今年度中に戻って来るが、今回進めている事故調査委員会の結論が出るまでは運航を自粛し、安全対策をどうするのかを検討する。なお、経費については、今後減額との形で対応を進めるようになる。

西山尚利委員

安全・安心の確保の観点から3点聞く。

まず児童虐待についてである。4月1日から条例が施行になる予定であり、これまでも県警察と児相の関係は構築してきたが、この条例施行を受けて、新年度以降さらに強化願いたいと思う。その体制について聞く。

2点目に双葉警察署についてである。今月に入って大熊町、双葉町の帰還困難区域の一部規制解除が行われた。安全・安心をあらゆる面で確保していくことが大事かと思う。この双葉警察署の体制を強化してもらいたいが、新年度以降どのように取り組んでいくのか。

3点目、先ほどサイバーテロの話も出たが、聖火リレーへのドローンによる攻撃に対して、現段階でどのように対応する体制になるのか。

警務部統括参事官兼警務課長

まず1点目、児童虐待の児相との連携強化の関係であるが、昨年度から児童相談所に警察官、警察職員、警察官OBを配置して連携を取って対応している。

なお、児童虐待の条例の関係や現状を踏まえ、次年度から少年課に児童虐待対策官を設置して強化を図ることとしている。

2点目の、双葉警察署の防犯体制の関係であるが、今月に大きな動きもある。そういった状況を踏まえ、双葉警察署全体として、浪江分庁舎の体制強化を進めている。警察官については、おおむね7名程度増員するほか、警戒力の強化を図るため、機動捜査隊の相双分駐隊の拠点を浪江分庁舎に移す。その他昨年度から特ら隊（福島県警察特別警ら隊）が全て浪江分庁舎を拠点に活動しており、このような形で警戒を万全にしていく。

警備部参事官兼警備課長

新聞等で案内のとおり、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法によって、聖火リレールートはドローン禁止となる予定であるが、警察においては、違法ドローンの飛行を防止するため、対象ルート等における地上警戒等により飛行中の違法ドローンの早期発見に努めるとともに、違法に飛行しているドローンを発見した場合には、資機材を活用するなどして危害を排除していく。

(3月13日 (金) 病院局)

渡辺康平委員

矢吹病院の建て替えだが、病8ページの継続費の中で令和5年度までの年割額が出ている。先ほど、4年度をめどに全面建て替えとの説明があったため確認するが、これは5年度までの工事とのことでよいか。

病院経営課長

今回の矢吹病院の建て替えについては、令和2～5年度の4年分の継続費を計上している。その中で本体工事は2～4年度の3年分で、4年度中に完了する見込みである。

その後、4年度中に新たな病院の開業を予定しており、5年度には現病院の解体工事と外構工事を行うため、継続費は5年度まで設定するものである。

渡辺康平委員

内容は了解した。

病4ページ、その他特別損失の中で、規制基準をオーバーする物質との説明があったが、どのような物質だったのか。

病院経営課長

会津総合病院跡地の規制限度を超える物質は、ヒ素、フッ素、鉛の3物質である。

渡辺康平委員

これらは、病院解体時に一般的に出てくるものなのか。

病院経営課長

病院解体時に土壤汚染対策法に基づき表面の調査をした際には、表面から50cmまでの深さでは出なかった。しかし、解体工事中に医療廃棄物や灰などが検出され、土壤搬出を行った後に表面を調査したところ、規制基準を超える物質が検出された。

原因については明確ではなく、例えば自然由来なものか、この医療廃棄物が原因かは判明していない。

三村博隆委員

病5ページの3項2目の国庫補助金について、説明の部分で、1医療観察法施設補助金として3億7,900万円を計上しているが、この補助金は、結果的に矢吹病院の建て替えに伴う医療観察法病棟の支出に充てることになるかと思う。

これは刑事事件を起こした精神障がい者などが入院する病棟であり、事前に地元への説明などを行い一定程度の了解を得ながら進めていると思うが、令和2年度はどのように支出するのか。

また、地域の安全対策が地元住民の関心事と思うため、そういったところを具体的にどのように考えているかを聞く。

病院経営課長

矢吹病院については、医療観察法病棟を新たに設置することとなり、重い犯罪を犯した者が収容される施設であることから、矢吹町とは毎年打合せを行いながら、地元住民への説明会等を実施してきた。今回、本格的に工事が着工するため、改めて地元の矢吹町と調整して対応を検討していく。

また、医療観察法病棟に収容される者への対応であるが、この病棟は二重ロックされると同時に警備員を配置する予定としており、十分なセキュリティーを工事に盛り込んでいる。地元への説明においても、そのようなことを丁寧に説明していきたい。

渡辺康平委員

新型コロナウイルス感染症の説明があった。医療用のN95マスク、防護服、医療用ゴム手袋、ゴーグルなどが必要だが、足りないとの話もある。病院局における各病院の医療設備はどのような状況か。

病院経営課長

随時病院にマスクや防護服等の在庫数を確認し、今の状況であれば病院間のやり取りを含めて対応できる状態である。
しかし今後、感染が大幅に広がっていく状況になると、また対策が必要であると考えている。

星公正委員

南会津病院について、派遣医師が3名減るとのことだが、今までどおりの診療ができるのか。

病院経営課長

南会津病院については、整形外科が2名、内科が1名減少し常勤医師が3名減の見込みだが、その穴埋めとして非常勤の医師で対応するべく現在調整を図っている。

さらに医師の確保については、県内だけではなく県外にも出向き調整しており、なるべく現状の救急医療及び整形外科外来の水準を維持できるよう努力している。

(3月13日(金) 議員提出議案第25号)

伊藤達也委員長

この条例を制定する趣旨と検討経過及び特徴について聞く。

遊佐久男議員

前文にも記載したとおり、子供に対する虐待は重大な人権の侵害であり、決して許されないことは言うまでもないが、一方で、核家族化、地域社会における人間関係の希薄化、経済環境などを背景に、家庭や地域社会における養育力が低下し、子供に対する虐待が後を絶たない状況がある。

さらに本県においては、東日本大震災と原発事故に伴う避難の長期化など特有の状況により、地域のつながりや家族の在り方が変化していることを踏まえた子育て家庭の支援が求められている。

こうした認識を踏まえた上で、社会全体で虐待防止の理解を深めること、実効性ある体制を確立して虐待防止を図ること、全ての子供への予防教育と虐待を受けた子供に対する適切な援助を行うことで子供の健やかな成長を支えたいとの趣旨により、本条例を制定するものである。

安部泰男議員

私から、福島県子どもを虐待から守る条例の検討経過について説明する。

令和元年12月11日に、各会派の議員10名から成る福島県議会児童虐待防止に関する条例案検討会が設置され、検討を進めてきた。検討会にはワーキンググループを設置し、条例案の検討を集中的に行うこととした。

検討に当たっては、県立医科大学の医学部教授、県里親連合会長、福島虐待問題研究会会長を参考人として招致し虐待に関する意見を聞くとともに、中央児童相談所の現地調査を実施した。そして条例の中間案を12月中に取りまとめた後、パブリックコメントを実施し、県民意見を基に条例案の修正を行った。

本年2月21日に条例案を取りまとめ議長報告を行ったが、その間2か月程度の間には検討会5回、ワーキンググループ10回の会議を開催し、精力的に検討を進めてきた。

佐藤義憲議員

私から、特徴について答える。

まず前文において、東日本大震災と原発事故に伴う地域のつながりや家族の在り方の変化など、本県特有の背景を踏まえた子育て支援の必要性について明記した。

また、第6条においては、保護者の責務として、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部改正を受け、令和2年4月1日施行となる親権者による体罰の禁止について規定した。

さらに、第9条においては、子供の面前での配偶者に対する暴力による虐待、いわゆる面前DVを防ぐために、児童相談所、警察及び関係機関等と連携して子供と配偶者からの暴力を受けた者を支援することについて規定した。

第13条においては、虐待に気づいた家族や県民だけでなく、虐待を受けた子供自身が相談しやすい環境の整備について規定した。

第22条において、児童相談所の子供の危機的状況に迅速に対応するための手厚い職員配置による体制強化、さらに利用者のための施設等環境の整備について規定した。

渡辺康平委員

条例案策定に当たり、県民の意見をどのように聴取し条例案に反映させたのか聞く。

神山悦子議員

12月定例会中に皆で意見交換し年末から1月20日までパブリックコメントを実施したところ76件もの意見が寄せられたことから、丁寧に対応しなければならぬと思い、ワーキンググループで条文ごとに検証した。非常に時間がかかったが、これらの意見をなるべく反映させたいと思い、1件ごとに検討をした結果、それぞれの条文に生かされていると思う。

十分な時間をかけたことにより県民の意見を反映させることができ、中身が非常に膨らんだと思う。

渡辺康平委員

パブリックコメントの県民意見を、条例案のどの箇所に反映させたのか。

渡部優生議員

主なものとしては、まず前文において「経済環境などを背景に」と追加したが、虐待の背景として貧困と格差の拡大等が指摘されているとの県民意見があったことから、これを考慮して入れたものである。

また、前文に「実効性ある防止体制を確立し」と追加したが、これは実効ある体制を一日も早く確立するとの確固たる意思を示すべきとの県民意見を踏まえたものである。

また「全ての子どもへの予防教育」と追加したが、虐待防止のためには全ての子どもへの予防教育が重要であるとの県民意見を踏まえたものである。

また、第6条第2項において保護者の体罰禁止を規定したが、法改正により明記された体罰について言及すべきとの県民意見を踏まえたものである。

さらに第16条において、安全確認措置、一時保護等を実施するに当たって、子供の生命を守ることを最優先とすること、知事または児童相談所長が適切に権限を行使することを規定したことも、県民意見を踏まえて追加、修正したものである。

星公正委員

この条例の制定により、どのような効果を期待しているのか。

遊佐久男議員

1つは、県全体における子供を虐待から守る意識の機運醸成である。

前文において、子供に対する虐待は重大な人権の侵害であり決して許されないと明記するなど、虐待が許されないことを複数の箇所に明記し、また、社会全体における虐待防止、保護者及び県民の役割、啓発活動等について規定するなど、県民等にも役割を求めるとともに、その理解を深めることを規定したところであり、この条例が子供を虐待から守るといふ県民の意識の醸成につながるものと期待する。

2つ目は、関係機関等との連携強化である。

子供や家庭をめぐる問題は、複雑多様化しており、問題解決のためには児童相談所の活動とともに、市町村等関係する機関との連携を図り、ネットワークの構築及び活用が重要である。

本条例では、関係機関等との連携や地域の団体との協力、近隣住民等にも協力を求めることなどを規定しており、この条例に規定された形で施策が実行されることにより、関係機関等の連携が強化され、虐待防止につながることを期待する。

星公正委員

第2条にある保護者の定義のうち、「その他の者で、子どもを現に監護するもの」とはどのような者か。

佐藤雅裕議員

第2条第2号において保護者を定義している。まずは民法に規定する親権を行う者、未成年後見人と併せ、今質問のあった「その他の者」であるが、これは児童福祉法に規定する里親や児童養護施設の長などである。

三村博隆委員

私からも第2条の定義について聞く。

第3号の虐待について、「児童虐待の防止等に関する法律第2条の児童虐待をいう」とあるが、具体的にこの第2条の虐待とはどのような内容か。

佐藤義憲議員

法第2条の児童虐待の具体的な内容であるが、児童虐待の防止等に関する法律第2条においては、虐待について4項目挙げられている。

具体的には、暴行やわいせつ行為、長時間の放置、食事を与えないこと、保護者以外の同居人による暴行等を放置すること、暴言、著しく拒絶的な対応、配偶者に対する暴力、そのほかに児童に著しい心理的外傷を与える言動などが挙げられている。

三村博隆委員

条例の第7条であるが、「県民は、基本理念にのっとり、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、速やかに通告しなければならない」と書かれている。

この通告は「法第6条第1項の規定による通告」とあるが、その内容を聞く。

安部泰男議員

児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項では、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない」と規定されており、このことを県民に改めて認識してもらうために規定を設けたところである。

西山尚利委員

私から2つ質問する。

虐待防止推進月間を11月にとの説明があったが、その具体的な内容について聞く。

もう1つは、中央児童相談所へ現地調査に行ったことから「施設等環境の整備」との文言が入ってきたと推察するが、その具体的な内容について聞く。

佐々木彰議員

私から、虐待防止推進月間について答える。

厚生労働省では、平成16年度より11月を児童虐待防止推進月間と定めている。社会全体で児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、期間中に児童虐待防止のための広報啓発活動など様々な取組を集中的に実施している。

本県でもこれに合わせて広報啓発活動等を行っているが、本条例においても改めて規定したところである。

神山悦子議員

条例第22条関係の児童相談所の体制強化について答える。

指摘のとおり、施設の実態を見ることになり、ワーキンググループメンバーで福島市にある中央児童相談所に行ってきた。その際、大変老朽化が進んでおり、ハード面の整備も必要と感じた。

条例第22条第1項は児童福祉司などの相談員等の体制を強化するものだが、第2項の施設等環境の整備については財政が伴うため大変議論になった。我々委員が一致したことは、このハード面の整備を条例に盛り込むことが議員条例として必要とのことだった。

子供たちが入っている環境としてはあまりにもよくないため、まだ整備されていない中央児童相談所の整備を念頭に、それ以外の施設整備もあるだろうとのことで規定した。

紺野長人委員

条例第23条に関連してくると思うが、この条例の主人公である子供に、虐待を受けないとの権利意識を教育の現場できちんと教え込んでいくことが、仮に虐待を受けたときにちゅうちょなく第三者に相談できる意識を持たせることが重要だと思っている。もしくは子供が将来、親の世代になったときに、子供に対する虐待がいかに悪いことかを子供のときから教育の現場で教えていくことも大切だと思うが、そうした意味で、教育にどのようにこの条例を反映させていくかを聞く。

もう1点、第27条で財政上の措置と規定しているが、この条例を広く県民に周知したり、関係者に啓蒙していく上では、やはり具体的な行動で、財政的な措置も必要になる。その他の行動でも財源があってこそ実効性が高められると思っており、ここで述べている財政上の措置とは具体的にどのようなことか。

橋本徹議員

私から、条例第23条における子供に対する教育の具体的な内容について答える。

子供たちには、子供たち自身が生きる権利や育つ権利、守る権利など様々な権利を有していることを認識させていくことが大切と考える。このため、自ら身を守る意識の醸成を図るための人権教育等を想定している。

渡部優生議員

私から、財政上の措置について説明する。

本条例に規定した虐待の未然防止に関する対策、啓発活動、虐待の早期発見及び早期対応のための対策、虐待を受けた子供等に対する援助、指導及び支援策、人材育成の取組など、子供を虐待から守る必要な施策全てを想定している。

佐藤憲保委員

検討委員会の各委員に心から敬意を表したい。

児童福祉法が改正になり、今までは民事不介入だったが、今報道されているような家庭内の虐待は法律上認めないとの体制がこの4月からスタートする。これは体罰禁止との表現になるが、それに合わせてこの福島県子どもを虐待から守る条例を精力的に検討もらったことに感謝を述べるとともに、多くの県民に評価される条例だと思っている。

私も議員提案として条例を何本か策定した経験がある。その中で改めてこの条例の表現を見ると、よくこれだけ書き込んだと感じる文言が条文ごとに見受けられる。議員提案条例は、通常、方向など示す理念条例が多い。行政機関ではないため、規制条例というまではなかなか踏み込めないことが議員提案条例の1つのハードルだった。

普通は、努めなければならないとの表現がベースになるが、今回検討会がまとめた条例の文言を読むと、第18条では「必要な援助を行うものとする」とあり、先ほど質問のあった第22条には、「体制を強化するものとする」、「施設等環境の整備に努めるものとする」とある。

執行部からすれば、これは本県の条例であるから、県も関係団体としての市町村も義務規定であると受け止められる表現になっており、全体がそのような構成になっている。あくまでも努力義務との表現だが、全体を読むと努力義務が義務規定にも読める。これは、それだけよく書き込んだと感心した。

そこで、執行部とのやり取りもあったと思うが、まず執行部が一番嫌がるのは毎年報告を出すことである。この条例に基づききちんと各種施策を実行したのか、それが報告に書き込まれないことには報告を出しにくいと、第10条の報告義務について、それから体制の強化、施設の整備などについて、やり取りの経過をざっくりばらんに説明願う。

力で押したのか、無理やり変えたのか、やはり基本的にはこうだと押し通したのか、その経過を聞く。

高橋秀樹議員

詳細はワーキンググループの遊佐リーダーから説明するが、私から全体的な話をします。

委員指摘のとおり、通常理念の議員条例と違い、今回は義務的な要素が本当に多い。これは、今虐待を含めて子供たちを社会全体でどう守るのかについて、検討会委員の皆の思いが非常に強く、それを執行部側にも非常に理解してもらったことが一つある。

さらに、パブリックコメントにおける県民の関心が非常に高かった。検討会の皆も本当によくやってくれたが、先ほど

説明があったように、県民から76件の具体的で真摯なパブリックコメントが寄せられ、これは県民も本当に関心が高いと感じた。そして、できるだけパブリックコメントの言葉をこの中に盛り込もうとした。

そうすると、自然に我々の気持ちも一致し、執行部側ともあつれきではなく理解を得てここまで進めたものであり、その思いが詰まった今回の条例であると理解願う。

遊佐久男議員

執行部で策定しているふくしま新生子ども夢プランがあるが、それに付け加えて報告等が出される、あるいは、それらを実行するための計画にもなるとのことで、執行部も意見をまとめて協力してくれたということである。

神山悦子議員

佐藤憲保委員の最初の感想を聞いて、なるほどと思った。私も議員提案条例には幾つか携わってきたが、やはり努力義務のようなところがある。

子供を虐待から守る点については、執行部も、議員も、県民も、本当にどうにかしなければならぬと、条例の文言も、子供の命をどのようにして守ったらよいのかという一致したものがベースにあったことが、全体を今までにない形にしたのではないかと私も感じていた。

最初は、体制が大変だろうとか、児童福祉司が足りないのではないかなど、執行部の意見を聞きながら様々な協議をした。本当は、条例第22条の児童相談所の施設整備に取り組んでほしいのだが、実際に条例に書かれると、委員指摘のように、いつまでに取り組むのかとなったときに、この予算措置はまだ全然考えていないため申し訳ないがと言われた。

しかし、6畳に3人も入っていたり、駐車場がないなど中央児童相談所が県内の児童相談所で一番古い。県中児童相談所は今進みつつあるが、中心になる福島の中央児童相談所がこのままでよいのかとなり、我々議員もそれを言っていくから執行部も一緒に取り組もうと、それが子供たちのための環境整備になり、傷ついた子供を守ることになるのではないかと、すぐにはこのような形にならなかった。

第2項を外す話もあったが、私は議員提案条例にするなら言いにくいことを言うのが議員の役割であり、そうなれば一番よい方向になると思ったところ、ワーキンググループグループの皆も一致したものだ。

苦労はあったが、この条例をつくることでもっとよい方向に進むと思う。

佐藤憲保委員

皆の思いはよくわかった。

先ほども述べたように、議員提案条例はどうしても理念条例で、そしてもう一方には規制条例がある。議会では、なかなか規制はかけられない。いろいろな振り分けや条例の見方があるが、理念や方針を示す条例と、例えば警察、行政の中での規制条例的なものに振り分けた場合、今回の子どもを虐待から守る条例は新たなもう一つの条例のパターンとなったと思う。

先ほど説明があったが、執行部が抵抗を示したとのことである。それは当然の話で、私から言わせると、これは県行政を監督する規制条例になってくる。これだけのものを書き込んだ以上、今度は、県議会がこの条例をきちんと生かしているかを県民から見られる責任を背負うことになる。それほど新しい形の条例ができた、改めて委員の努力に敬意を表したい。

今述べたように、県議会がつくったこの条例が制定されると、条例の進捗状況や条例が活かされた今の時代に合った行政の在り方かを県民から改めて問われるという大きな命題を我々も併せて背負うので、これだけのものをつくってもらったことに感謝する。

(3月19日(木) 保健福祉部)

渡辺康平委員

保8ページの新型コロナウイルス感染症対策に係る補正について、部長説明ではマスク及び消毒液、そして議案説明では防護服購入の話があった。

医療機関や社会福祉施設へ配付するとのことだが、具体的には何件になるのか、また、マスクや消毒液についてどのぐらいの購入数を予定しているのか、分かる範囲で説明願う。

地域医療課長

医療機関には、今回、防護服、マスク等を配付する予定であるが、専門外来を行っている医療機関と新型インフルエンザ等の感染症外来協力医療機関で、42の医療機関を予定している。

保健福祉総務課長

各課での配付施設数及び必要量について説明する。

社会福祉課で所管する保護施設等については、マスクが9施設、消毒液が7施設、マスクの必要枚数は約4万枚、消毒液必要量は190である。

障がい福祉課で所管する障害福祉サービス事業所等については、537か所、マスクの必要枚数はゼロで、消毒液必要量は1,3140である。

高齢福祉課所管の高齢者施設については、入所系のうち約570施設分として、マスク必要枚数が540万枚、消毒液必要量が3,9000である。

地域医療課については先ほど説明したとおりである。

児童家庭課については、児童養護施設等が15か所、児童相談所が4か所で、マスク必要枚数は約13万枚、消毒液必要量は1,2000である。

子育て支援課所管の認可外保育施設は50施設で、1施設当たり25万円の補助を考えており、マスク必要枚数が推計で約20万枚、消毒液必要量が9000である。

児童家庭課所管の障がい児通所事業所、障がい児入所施設については、通所事業所が175か所、入所施設が11か所で、マスク必要枚数は約31万6,000枚、消毒液必要量は2190である。

合計で、マスクは約600万枚、消毒液は7,5600である。

渡辺康平委員

枚数等は了解した。

保9ページで遠心分離機購入の説明があったが、それに伴い臨床検査技師が足りなくなったりはしないか。検査技師の体制について、例えば増員のための予算はどうか。今後の予定はあるか。

薬務課長

臨床検査技師は何か賄えているため、特に今回の補正予算には増員に関する予算を組み込んでいない。

佐藤憲保委員

少なくとも医療機関のマスク及び消毒液については、国が予算計上し直接購入して現物支給する。医療機関以外の施設の対応も同じなのか。そうであれば、この経費はどのような経費か。マスク購入の経費ではなく、その対応をする人や施設対応の経費なのか。

地域医療課長

マスクについては、国が医療用として全国配付の1,500万枚を用意したと聞いている。本県にも来週中には直接医療機関に支給されるとのことである。

今回計上した予算は、それに加えて防護服、あるいはサージカルマスクやN95という医療用マスク及び一般用のマスクなどの購入費である。

また、空気清浄機能付きのパーティションを補正予算に計上している。外来診療の際2台用意し、その間で診察をするなど、そのような設備整備も含め予算を計上している。

佐藤憲保委員

現物で支給される分以外に、この予算で本県独自に対応する分はあるのか。

地域医療課長

今回の補正内容は、一般財源と国の補助金2分の1を合わせて、医療機関の購入費用を県が補助するものである。

佐藤憲保委員

マスクが足りないと騒いでおり、そのため国が一括購入して必要枚数を現物で届けると報道されている。調達が難しいのに、予算が交付されたからといって県で購入対応できるのか。

保健福祉部長

医療機関、福祉施設等では、半年程度で600万枚必要とのことである。国では、準備した現物を各病院には県を通して配付する。また、福祉施設には国が直接送るとのことで、枚数は19万枚と話しているが、いつの時期に、物は本当に届くのかという状況である。

医療機関分は3万枚程度届いているため、速やかに配布して各病院に備蓄し対応できると思う。ただし、まずは感染症指定病院等の重点的に治療を行う病院を中心に配付することになるため、一般病院などの分は、今届いているものでは間に合わない。

今後、国から速やかに届けば一般病院に配付したいと思うが、今、県内の製造会社がマスクを作り始めているとの報道もあるため、県は県で集められるものを集めたい。さらに国から届く前に、医療機関やハイリスク者が多いと思われる高齢者施設などで必要となれば、県で保有しているものと新しく購入したものを合わせて優先的に配布する。

国の対応と県独自の対応、それから市町村にも備蓄品を優先的に配布するよう依頼し、何段階にも対応するようにしたい、マスクをいつどう確保できるか分からないため想定して計上している。

